

## 奈良県告示第二百五十号

大和都市計画用途地域を変更するため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十二月十一日

奈良県知事 荒井正吾

### 一 変更に係る都市計画の種類及び名称

#### 大和都市計画用途地域

### 二 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市押熊町及び香芝市穴虫の各一部

### 三 都市計画の案の縦覧場所

奈良県土木部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室、奈良市都市整備部

都市計画課及び香芝市都市整備部都市計画課

### 四 縦覧期間

平成二十一年十二月十一日から同月二十五日まで

### 五 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書一通を知事あてとし、奈良県土木部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室に平成二十一年十二月二十五日までに必着するよう提出すること。